

i Dの取扱いに関する特約

第1条（総則）

本特約は、i D加盟店（第2条で定義し、以下「甲」という。）が株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という）が提供する非接触ICチップを用いた信用販売の決済サービス（以下「i D」という）を取扱うことに関し、甲とイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「乙」という。）との間の契約関係について定めるものである。なお、本特約において特段の定めがない場合には原規約（第2条で定義する。）の定義が適用されるものとする。

第2条（i D加盟店）

1. i D加盟店とは、乙とクレジットカード加盟店規約（以下、「現規約」という。）に基づくクレジットカード加盟店契約（以下、「現契約」という。）を締結している加盟店のうち、本特約を承認のうえ、乙にi Dの取扱いを申込み、乙が当該取扱いを認めた法人、団体または個人をいう。
2. 甲は、i Dを取扱う店舗または施設を乙所定の書面または記録媒体をもってあらかじめ乙に届け出てその承認を得る（以下乙の承認を得た店舗または施設を「i D加盟店」という。）ものとし、追加・取消の手続きについても同様とする。
3. 甲は、i D取扱店の内外の見易いところに、NTTドコモ所定の加盟店標識を掲示するものとする。

第3条（i D携帯等の範囲）

甲が取扱うi D機能を備えた媒体（以下「i D携帯等」という）は、i Dの利用に必要な情報が登録された非接触ICチップを装備したi Dに対応する機能を備えた携帯電話、カード及びその他の媒体とし、①株式会社イオン銀行がNTTドコモと提携して発行するもの（以下「イオンi D」という）、②株式会社イオン銀行以外の金融機関及びカード会社がNTTドコモと提携して発行するものならびにNTTドコモが自ら発行するもの（以下「他社i D」という）をいう。

第4条（i D信用販売）

1. 甲は、i D携帯等を所持する会員（以下「i D会員」という）がi D携帯等を提示して商品の販売、又はサービスの提供を甲に求めた場合には、第6条に従いi D会員に対してi D信用販売を行うものとする。
2. 甲は、i D取扱店舗の店頭において行う商品の販売又はサービスの提供についてのみi D信用販売を行なうことができるものとし、通信販売等の店頭取引以外の態様の取引については、i D信用販売を行なうことができないものとする。

第5条（i D信用販売の種類）

i D信用販売におけるi D会員の支払方法は、原規約の定めに関わらず「1回払い」のみとする。

第6条（i D信用販売の方法）

1. 甲は、i D会員に対しi D信用販売を行う場合は、i D取扱店舗に設置されたi D端末を使用し、そ

の全件に対して、次条第1項に定める方法で取得する情報により当該iD携帯等の有効性を確認するものとする。iD端末上で暗証番号を要求された場合には、当該iD会員に暗証番号の入力を求め、正しい暗証番号が入力されたことを確認のうえ、iD信用販売を行なうものとする。

2. 甲は、故障や電話回線障害等、何らかの理由でiD端末が使用できない場合は、iD信用販売を行わないものとする。この場合、いかなる理由であっても乙は甲に対する責任を負わないものとする。
3. 甲は、iD端末を使用してiD信用販売に関するデータ（以下「売上データ」という）を乙に送信するものとする。
4. 甲は、iD信用販売を行った場合、iD端末から発行された売上票のうち、iD会員控えをiD会員に交付し、加盟店控えを自己の責任において保管するものとする。

第7条（無効iD携帯等の取扱い）

1. 甲は、乙所定の時期及び方法により、iD会員の資格喪失ならびにiD携帯等の紛失・盗難等の理由により特定のiD携帯等を無効とするネガデータを乙から取得するものとする。
2. 甲は、iD信用販売に際して提示されたiD携帯等が無効である旨の通知を受けた場合、または明らかに偽造・変造と判断できるiD携帯等を提示された場合には当該iD携帯等の提示者に対してはiD信用販売を行わないものとし、直ちにその旨を乙に連絡し、乙の指示に従うものとする。
3. 甲が前項に違反してiD信用販売を行った場合、甲が一切の責任を負うものとし、乙は当該iD信用販売において取得したiD会員に対する売上債権の譲り受けを拒絶できるものとする。
4. 紛失、盗難されたiD携帯等、または偽造、変造されたiD携帯等に起因するiD信用販売が発生し、乙が、iDの取扱い状況の報告やiD携帯等に関する確認の協力を求めた場合、甲は速やかにこれに協力するものとする。

第8条（売上債権の譲渡）

1. 甲は、iD信用販売において取得したiD会員に対する売上債権を、当該iD信用販売の売上データを乙に送信することにより乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。
2. 前項の売上債権の譲渡は、当該売上データの乙への到着日をもってなされるものとする。
3. 次条に定める売上債権の取り消しに関するデータが乙に送信された場合、当該取り消しデータの乙への到着日をもって当該売上債権の譲渡は取り消されるものとする。

第9条（債権譲渡代金の支払い）

乙は、原契約に定める売上締日までに提出された売上データを第3条に規定するイオンiDと他社iDに区分し、それぞれの区分に係る売上債権合計額から次条に定める手数料を差し引いた金額（以下「債権譲渡代金」という）を原契約に定める支払日に、甲に支払うものとする。

第10条（手数料）

iD信用販売について、甲が乙に支払う手数料は、第3条に規定するイオンiDと他社iD毎の売上債権額に対して、加盟店申込書記載の手数料率を乗じた額とする。

第11条（売上債権の譲り受けの取り消し）

1. 乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、第8条に定める売上債権の譲り受けを取り消すことができるものとする。
 - (1) 売上データが正当なものでないとき、または記録内容に不実不備があるとき
 - (2) 第6条の規定に違反したiD信用販売が行われていたとき
 - (3) 甲の責めに帰すべき事由により、iD会員がiD携帯等の発行会社に対するiD信用販売にかかる支払いを拒絶したとき
 - (4) iD信用販売を行った日より60日以上経過して乙に売上データが到着したとき
 - (5) その他本特約に違反してiD信用販売が行われたとき
2. 前項の場合において、乙が当該iD信用販売にかかる債権譲渡代金をすでに甲へ支払い済みであるときは、甲は当該債権譲渡代金を直ちに乙へ返還するものとする。また乙は、当該債権譲渡代金相当額を次回以降のiD信用販売にかかる債権譲渡代金から差し引くことができるものとする。

第12条（iD携帯等取扱いの中止）

- 甲は、以下のいずれかに該当する場合には、iD信用販売の取扱いを中止又は一時停止するものとする。なお、この場合においても、乙は、iD信用販売の取扱いを中止または一時停止することにより、甲またはiD会員に生じた損害等に対して損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとする。
- (1) 停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、天変地異等の不可抗力により、iD信用販売の取扱いが困難であると乙が判断した場合
 - (2) その他、コンピュータシステムの保守他、甲乙協議の上、止むを得ない事情でiD信用販売の取扱いの中止又は一時停止が必要と乙が判断した場合

第13条（地位譲渡等の禁止）

1. 甲は、本特約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。
2. 甲は、本特約における乙に対する債権を第三者に譲渡および質入れできないものとする。

第14条（原契約との関係）

1. 本特約に定められた事項と原契約に定められた事項が相違する場合は、本特約の定めが優先するものとする。
2. 本特約に定めのない事項については、性質上適用又は準用がないことが明白な場合を除き、原契約が適用又は準用されるものとする。
3. 原契約が終了した際は本特約も同時に終了するものとする。

第15条（本特約の変更等）

乙は、本特約の一部または全部を変更することができるものとする。変更等の手続きは、乙が甲に変更等の事項を通知するものとし、甲がその後にiD会員にiD信用販売を行った場合には、甲は変更等を承認したものとします。